

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

日向市教育委員会

全国一斉「緊急事態宣言」を踏まえた

小中学校の臨時休業の実施について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校及び日向市教育委員会の取り組みに対し、ご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。また、本市の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策につきまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに対しましても、深くお礼申し上げます。

さて、既に報道等でご存知のことと思いますが、安倍首相は16日に新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処方針を改定し、緊急事態宣言を全国全ての都道府県に拡大するとともに、これまでの7都府県に、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都を加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」と位置づけました。

これにより、17日、宮崎県知事より、不要不急の外出を控えることや感染の拡大している地域との往来を極力控えること等、本県としての対応について示されたところです。また、県教育委員会からも、全ての県立学校を4月21日から、臨時休業にするという方向性が示されたところです。

感染の流行を早期に収束に向かわせるためには、感染者本人はもとより、患者クラスター（集団）が、次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した拡大防止対策を講じるべきであるとの指摘があります。また感染者を出さないためにも、3つの「密」を極力避け、人と人との接触をできる限り減らすとともに、人の往来を最小限にすることが非常に重要だとも言われております。

したがって、何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、感染の拡大を防止するとともに、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに、あらかじめ備える観点から、以下のとおりとすることといたしました。

つきましては、今後の対応を別紙のとおりといたしますので、保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 市内の全ての小・中学校を、
4月22日（水）から5月6日（水）まで、臨時休業とします。
- 5月1日（金）の午前中を登校日とします。